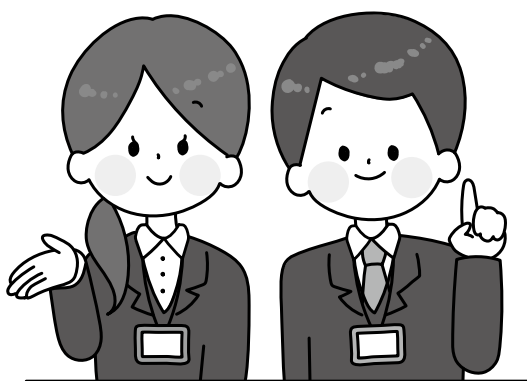


# 3月27日(土)、4月4日(日)に 引越しの手続きができます

●問い合わせ先 市民課



引っ越しで住所が変更になる場合は、住民票の異動届出が必要です。平日、仕事などで手続きができない人は、この機会をご利用ください。  
※他の市区町村や関係機関への確認が必要な場合は、当日に受付・証明書の交付ができないことがあります。

- 休日開庁日 3月27日(土)、4月4日(日)
  - 開庁時間 9時～12時
  - 取扱業務 住民票の異動届出(転入、転居、転出)とそれに伴う手続き、証明書の発行(住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍に関する証明書など)、印鑑登録業務、マイナンバーカードの交付など
- ※一部取り扱いできない業務があります。
- 必要書類
  - ▷届出人の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
  - ▷代理人による届出の場合、委任状
  - ▷転出証明書(市外から転入する人のみ)
  - ▷次の書類をお持ちの人はご持参ください。(マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書)

転入・転居・転出に伴う諸手続き	問い合わせ先
国民健康保険に関すること	国保年金課 国保担当
子ども医療に関すること ひとり親家庭等医療に関すること 重度障がい者医療に関すること	国保年金課 医療年金担当
児童手当に関すること (特別)児童扶養手当に関すること	子育て支援課 子育て支援担当
介護保険に関すること	高齢者支援課 介護保険担当
障害者手帳に関すること 自立支援医療受給者証に関すること	生活福祉課 障がい者福祉担当
小・中学校に関すること	学校教育課 学校教育担当
所得・課税(非課税)証明に関すること	税務課 市民税担当
納税に関すること 納税(納付)証明に関すること	収納課 収納担当

※転入・転居・転出の異動届出とそれに伴う手続きおよび諸証明発行に限ります。

手続きによっては受付ができない場合があります。必要書類や手続き内容については関係する課に事前に問い合わせください。